

大阪府北部を震源とする地震による被災者の皆さまへの預金払い戻し等の対応について

このたびの大阪府北部を震源とする地震により被害に遭われた皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

当行では、被災された方を対象に、以下の対応を行いますので、お知らせいたします。

＜被災された皆さまへの対応＞

1. 預金証書・通帳、届出の印鑑、キャッシュカードを紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、お支払いいたします。
2. 定期預金、定期積金等の満期前払い戻しなどについても、お客さまのご事情によりご相談を賜ります。
3. 今回の災害により支払期日が経過した手形の取立や、災害時における手形の不渡処分についてご相談を賜ります。
4. 汚れた紙幣の引換え手続きをいたします。
5. 国債を紛失された場合にはご相談を賜ります。
6. 災害にかかる復旧資金・応急資金への対応や既存借入の返済条件の変更など、各種お借入のご相談は、営業店窓口で賜りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

以 上